

2025年度 運輸安全マネジメントに 関する取り組み



<事業の種類>

一般乗合旅客自動車運送事業

一般貸切旅客自動車運送事業

川越観光自動車株式会社

はじめに	P 2
1 輸送の安全に関する基本的な方針	P 3
2 事故防止目標・統計・実績	P 4
3 事故統計（自動車事故報告規則第2条に規定する事故）	P 5
4 輸送の安全に関する重点施策	P 5
5 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統	P 5
6 輸送の安全に関する計画	P 5
7 輸送の安全に関する投資等の実績額	P 9
8 事故・災害等における報告連絡体制図	P 9
9 安全統括管理者	P 9
10 安全管理規程	P 9
11 輸送の安全に関する教育および研修計画	P 9
12 外部講習会やセミナー等への出席	P 10
13 健康管理	P 10
14 実施した主な事故防止教育等および 事故防止に関する取り組み	P 10
15 貸切バスの安全対策	P 13
16 輸送の安全に関する内部監査結果および改善措置	P 13
17 行政処分	P 14
18 貸切バス事業者安全性評価認定制度の評価認定について	P 14
19 感染症対策について	P 14
20 K E E P 3 8 プロジェクトについて	P 14
21 地域イベント（バスの乗り方教室）への参加	P 15
22 テロ・バスジャックに関する取り組み	P 15
 【別紙1】安全管理規程	P 16
 【別紙2】輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統	P 21
 【別紙3】事故・災害等に関する報告連絡体制 (運転事故処理体制図)	P 22

は じ め に

日頃より、川越観光自動車をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

通勤・通学やお買い物、行楽など、様々な目的のためにご利用いただくバス会社として、弊社では運輸安全マネジメント制度に基づいて安全を第一に取り組んでおります。

最新の安全装置をそなえた車両（バス）を導入するとともに、運転操作を行なう運転士ならびに事務員に対して安全教育と健康管理指導を繰り返し行なうなど、安心してご利用いただける川越観光自動車を日々目指しています。

弊社の取組内容をご理解いただけるように、前年度を中心とした取り組みと新年度の目標等についてまとめましたので、ご覧下さい。

引き続き川越観光自動車をご愛顧賜りますよう、よろしくお願いいたします。

1 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 取締役社長をはじめとして全役員・管理職は、輸送の安全確保が事業及び経営において最大の根幹であり、社会的使命であることを常日頃から強力に認識し、輸送の安全確保、全従業員の安全意識向上に主導的役割を果たすよう鋭意取り組んでおります。また、安全に関する声へ真摯に耳を傾け、また現業部門のみならず全部門の状況を遗漏・遅滞なく把握し、従業員に対して輸送の安全確保が何よりも重要であるという意識を徹底させるよう行動いたします。
- (2) 本マネジメントに基づいて、輸送の安全に関する安全計画の作成（P）・計画の実施（D）・計画の点検評価（C）・計画の改善・見直し（A）（以下、PDCAサイクルと記します）を確実に実施するとともに、より迅速かつ確実に最新の情報や動向を取り入れながら、全従業員が一丸となって絶えず輸送の安全性向上に努めてまいります。
- (3) 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表していくとともに、全従業員が共有し、事故防止に役立ててまいります。
- (4) 地域社会の一員としても、東武グループの一員としても輸送の安全確保に欠かせない『川越観光自動車コンプライアンス基本方針』の精神に則り、関係法令及び諸規程の遵守に遗漏なく努めてまいります。

また、「2025年度 事故防止指針」は、次のとおりです。

2025年度 運転事故防止 行動指針

☆お客様や社会から信頼される川越観光自動車を目指そう

一 輸送の安全確保（法令の遵守と重大事故の根絶）

- ・危ないと思ったらすぐ停止（絶対に無理はしない）
- ・交差点右左折時、横断歩道通過時はいつでも停止できる速度で通過する
- ・停留所発車時はお客様・歩行者等の安全を最優先、周囲の安全確認を確実に行う

一 健康起因事故等の防止

- ・体調に異変を感じたら必ず運行を中止する（止まる勇気、動かない勇気を持つ）
- ・飲酒運転、酒気帯び出勤の根絶

一 後退事故の防止

- ・安全確認は後退前に左右ミラーとバックモニターを必ず活用し、後退中の一旦停止を小まめに行い、安全確認を確実に行う

一 車内事故の防止

- ・発進時のマイク案内と着席案内の実施
- ・安全なドア開閉操作と車いすのお客様の安全確保（車椅子固定のお声がけ）

当社では、過去の事故を教訓として、次の誓いを立てて安全に対する取り組みを推進しています。

【川越観光自動車 安全の誓い】

川越観光自動車 安全の誓い

- 私たちは 小川町で起こしてしまった 路線バス重大事故を決して忘れず 教訓にいたします
- 私たちは 体調に異変を感じたり走行環境において危ないとと思ったら ためらわずに運転を取りやめます
- 私たちは プロの運転士として 不安や迷惑となるような運転は 絶対にいたしません
- 私たちは かけがえのない命と財産を預かる職業として常に模範運転者であり続けます
- 私たちは 安全と安心を揺るぎない信頼につなげていきます

2019年3月15日 制定

2 事故防止目標・統計・実績

2025年度の事故防止目標と過去の統計・実績は次の通りであります。

目標 重大事故0件 有責事故件数12件以内（2025年度）			
年 度	事業種別	目標件数	発生件数
2022年度実績	乗 合	9件以内	19件
	貸 切		0件
	合 計		19件
2023年度実績	乗 合	13件以内	16件
	貸 切		0件
	合 計		16件
2024年度実績	乗 合	12件以内	12件
	貸 切		2件
	合 計		14件
2025年度目標	乗 合	12件以内	2025年度実績件数は 翌年度公表
	貸 切		
	合 計		

2022年度は経年の浅い運転士の事故が多かったため、2023年4月から、入社後6ヵ月後を目安として、新人運転士に対するフォローアップ研修を実施しています。

3 事故統計（自動車事故報告規則第2条に規定する事故）

2024年度においては、0件でした。（ございません）

4 輸送の安全に関する重点施策（【別紙1】安全管理規程第4条）

- (1) 命の尊さを最も重んじる観点と、模範的な立場にある旅客自動車運送事業者としての社会的責任からも、輸送の安全確保が絶対的かつ最重要であるという意識を全従業員が徹底し関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遺漏遅滞なく遵守すること。
- (2) 予算の確保、設備投資、費用支出を積極的に行い、輸送の安全確保に必要な体制の構築等の措置を行うよう努めること。
- (3) 社内内部監査を行った結果に基づき、輸送の安全確保において必要な是正措置もしくは予防措置を遺漏遅滞なく講じるよう努めること。
- (4) 輸送の安全確保において必要な情報連絡体制を確立・維持し、社内における必要な情報の伝達・共有を行うよう努めなければならない。また、情報連絡体制については、必要となった際に機能するよう隨時見直しも行うこと。
- (5) 教育・指導・研修について輸送の安全確保における、具体的な計画を策定し、全従業員に対し定期的・計画的かつ的確に実施すること。
- (6) 当社及びグループ会社のみならず、共同運行会社、同業他社局、関係監督省庁、警察・消防、各自治体、各取引先等とも連携し、当社に関わる御乗客の皆様、地域の皆様方とともにさらなる輸送の安全確保に努めなければならない。
- (7) 各グループ企業間の連携を密接にして、互いに協力し合い、一丸となって輸送の安全性向上に努める。

5 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

【別紙2】をご参照ください。

6 輸送の安全に関する計画

(1) 教育計画

年度の事故防止指針を定めるとともに、旅客自動車運送事業運輸規則第38条における「旅客自動車運送事業者が運転士に対して行う指導監督指針」に基づき、年間教育計画を策定したうえで従業員研修とその理解度の検証を実施しており、事故防止活動の強化・定着に努めています。

また、国土交通省認定の外部リスクコンサルティング会社に協力をいただいて、従業員研修を実施しているほか、ドラレコ映像を活用して指導を行う管理者のレベルアップを図る研修も実施するなど、継続して事故防止の取り組みに努めています。

(2) 設備投資

車両に関する安全性向上のため、これまでに次の設備投資を行っており、今後も継続的に取り組んでまいります。

- ① 計画的に最新安全性能の車両へ代替更新を進めてまいります。
- ② 補助ミラーとバックカメラの設置【左折時の巻込み防止・後退事故防止】
- ③ 左折ワインカー作動時のアラームの設置【左折時の巻き込み防止】
- ④ バス停留所停車時の「乗降中表示装置」の設置【追突・すり抜け防止】
- ⑤ デジタル式運行記録計（E M S）と連動したドライブレコーダーの搭載【速度・運転時間・運転操作データ収集管理および適切な指導の実施】

⑥体調異常が発生し、運転士自らの操作でバスを停車させることができなくなった場合、緊急ボタンを押下するだけで緊急停車を可能にする「ドライバー異常時対応システム（E D S S）」を導入しています。【健康起因事故防止】
※2018年度の代替新造車から順次導入しており、2025年3月現在のE D S S車両は、一般路線車33両・高速車3両・貸切車1両です。

⑦運転中の状態（居眠り・眠気、脇見）を検知して運転士へ警告する「ドライバーズステータスマニター（D S M）」を導入しています。【健康起因事故防止】
※2023年度の代替新造車から順次導入しており、2025年3月現在のD S M車両は、一般路線車10両・高速車2両・貸切車1両です。

⑧全車両にI P無線を搭載して、車内の運転士と事務所の運行管理者が通信できるようにするとともに、その仕組みを活用して、バスの運行状況をお客様がパソコン・スマートで確認できるバスロケーションシステムを導入しています。

⑨新型バス停への置き換え

※低重心で強風時でも転倒しにくい最新型のバス停を導入していく、2024年度において、桶川駅～けやき団地線～北里大学メディカル線で12基設置いたしました。

【②補助ミラー・バックカメラの設置状況】

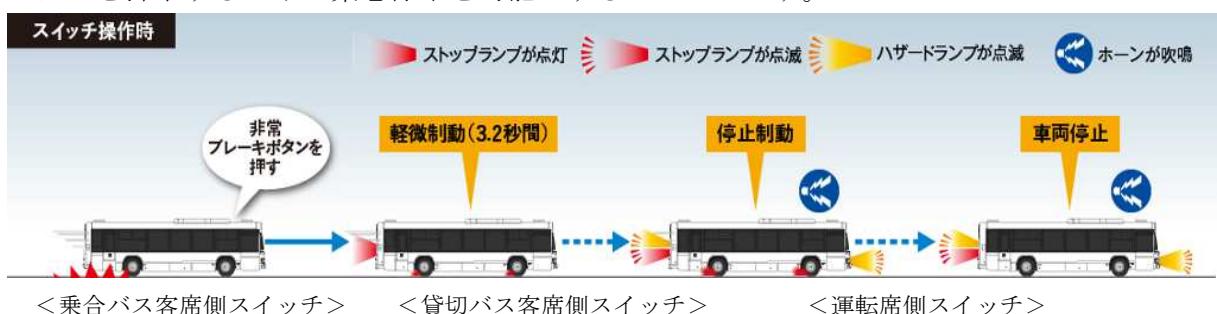


【④乗降中表示装置】



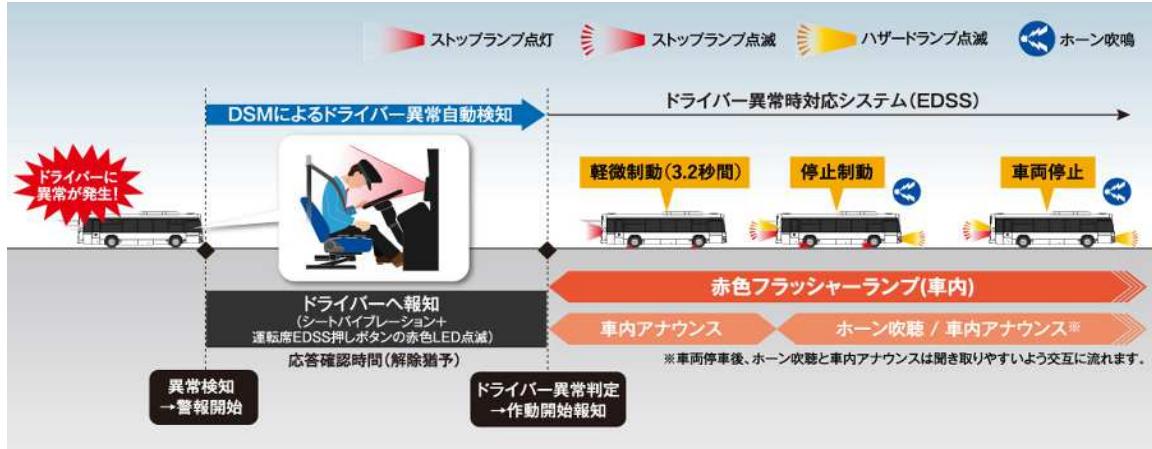
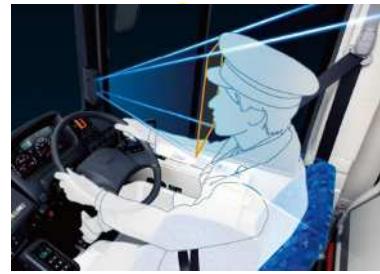
【⑥ドライバー異常時対応システム（E D S S）】

ドライバー異常時対応システムとは、運転士の健康状態等に異常が発生し、運転士自らの操作でバスをすぐに停車させることができなくなった場合、お客様または運転士が緊急ボタンを押下するだけで緊急停車を可能にするシステムです。



【⑦ ドライバーズステータスモニター（D S M）】

運転席下部に設置されたカメラが、常に運転中の乗務員の状態をモニタリングして、乗務員の居眠り・眠気、脇見を検知すると、運転席のバイブレータが作動し、乗務員へ警告する装置です。乗務員の姿勢崩れの場合は運転席のバイブルエタが作動して注意喚起します。設定時間内（約3秒）に乗務員が応答しない場合は、ドライバー異常時対応システム（EDSS）が作動して、安全に車両が停止します。



【⑧ IP無線とお客様向けバスロケーションシステム】（当社ホームページからご覧いただけます）

出発地	目的地	時刻
西穴入口	西穴入口	11:05 駅前
西穴入口	西穴入口	11:25 駅前
西穴入口	西穴入口	11:50 駅前
西穴入口	西穴入口	12:15 駅前

【⑨ 新型バス停への置き換え】



【2025年度 安全投資】

2025年度の輸送の安全に関するおもな設備投資計画は以下のとおりです。

2025年度 設備投資計画 (税別)	
機器	新車購入（高速1両・大型2両・中型2両・小型1両） 152,760千円
設備	エアコンオーバーホール 3,060千円
関係	バス停留所標識更新 1,000千円
教育	国土交通省認定外部リスクコンサルティング 会社による安全教育および適性診断費用 1,000千円
健康管理	健康管理費用（健康起因事故防止）
関係	※定期健康診断・S A S検査・脳MRI検診・ ストレスチェック等 4,000千円

※上記の計画は事情により変更となる場合があります。

(3) 安全運動の実施

春の全国交通安全運動（例年4月）および秋の全国交通安全運動（例年9月）のほか、「夏季 輸送の安全強化運動」（例年7月15日～8月5日）、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」（例年12月10日～1月10日）などの安全運動を年4回実施して、事故防止の徹底ならびに安全意識の高揚を図っています。

本運動期間中は、事故防止学習会を開催するほか、役員による点呼立ち合い、管理者による街頭指導等を実施し、運行管理体制および実作業の点検を行い、輸送の安全性向上に努めてまいります。

(4) 運輸安全マネジメント委員会の開催

経営トップ、安全統括管理者、実務者（営業所長等）、および運転士の代表者が出席して、輸送の安全に関するあらゆる事項について審議するとともに、情報共有のうえ事故防止に努めるため、2か月に1回、開催しています。

本委員会では、ドライブレコーダー映像を活用した事故の検証と再発防止のための意見交換、会社全体のコミュニケーションや安全施策に関するP D C Aサイクルを実践し、安全管理体制の充実を図っています。

また、当社は朝日自動車グループに所属しており、2018年度からは朝日自動車グループ運輸安全マネジメント委員会を開催し、当社も同委員会の一員として参加して、グループ各社の取組事例や事故事例を参考にするなど、継続して安全体制の構築に努めています。

7 輸送の安全に関する投資等の実績額

2024年度における輸送の安全性向上にむけた投資等（新車購入、安全装置導入、停留所施設の改善、従業員教育費用、健康管理費用など）は以下のとおりであります。

なお、全車両にドライブレコーダーとデジタル式運行記録装置計(EMS)を装備しており、最新の安全技術導入に努めています。



2024年度 設備投資実績 (税別)

機器 設備 関係	新車購入（高速2両・中型4両）	173,360千円
	エアコンオーバーホール	2,788千円
	バス停留所標識更新	954千円
	森林公园車庫内防犯カメラ設置	1,836千円
教育 健康管理 関係	国土交通省認定外部リスクコンサルティング	
	会社による安全教育および適性診断費用	528千円
	健康管理費用（健康起因事故防止）	
	※定期健康診断・SAS検査・脳MRI健診・ ストレスチェック等	3,035千円

8 事故・災害等における報告連絡体制

【別紙3】をご参照ください。

9 安全統括管理者

専務取締役 宇賀神 博

10 安全管理規程

巻末の【別紙1】「安全管理規程」をご参照ください。

11 輸送の安全に関する教育および研修計画

(1) 現業部門の代表者

営業所長等の現業部門の代表者が運輸安全マネジメント委員会に出席し、経営トップ、安全統括管理者と意見を交えながら安全に関する知識の習得と安全意識の高揚を図っています。

また、営業所長等の管理者は、運輸安全マネジメント委員会で培った輸送の安全に関する知識を水平展開し、運転士の指導、教育に活用しています。

(2) 運行管理者

運行管理者に選任された者は、もれなく独立行政法人自動車事故対策機構(NASA)による一般講習を受講しています。

(3) 運転士教育

年間教育計画を作成のうえ、各種安全運動の機会をとらえて事故防止学習会等を中心とした教育活動を行っています。

心とした運転士教育を行い、輸送の安全性向上に努めています。

また、適性診断を3年に一回受診し、その結果をもとに自らの運転特性について理解を深めるとともに、管理者が安全運転への指導教育を行なっています。

12 外部講習会やセミナー等への出席

国土交通省、自動車事故対策機構（N A S V A）、バス協会等が主催する輸送の安全性向上に寄与する講習会やセミナー（運輸安全マネジメントセミナー・運輸防災マネジメントセミナーなど）に積極的に出席し、最新の情報収集ならびに知識の習得に努めて、社内の体制改善や研修教育のレベルアップに役立てています。

また、引き続き健康起因による運転事故の防止を図るため、健康管理に関する講習会に出席するほか、車両性能の向上に伴い機器面での対策が重要になっているため、最新技術の知識を習得するための講習会にも積極的に参加しています。

13 健康管理

当社は、運転士の健康管理が事故防止の観点で重要課題の一つであると考え、以下の取り組みを実施しています。

（1）健康診断および各種健診の実施

労働安全衛生法に基づく雇い入れ時および年2回の定期健康診断（胃がんリスク検査、大腸がん検査を含む）をもれなく実施するとともに、脳疾患予防のための脳MR I・MR A健診、睡眠時無呼吸症候群（S A S）スクーリング検査、ストレスチェック等も全員対象で実施するなど会社として健康管理体制を構築し、輸送の安全確保に努めています。

（2）健康管理指導

国土交通省策定の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に基づき、定期健康診断実施後の健康管理フローを定め、管理部門全体で健康状態を把握する体制のもと、運転士の健康状態の把握と適切な指導を行っています。

また、毎月28日を「健康起因事故防止の特別強化日」として設定し、点呼において、「体調に異常を感じた場合は、必ず運行を中止する」旨を、繰り返し確認しています。

14 実施した主な事故防止教育等および事故防止に関する取り組み

（1）事故防止学習会（小集団教育）

開催月	受講者数（人）	
	事務員（運行管理者含む）	運転士
2024年5月	17	107
2024年7月	17	104
2024年9月	16	104
2024年12月	17	103

※以上は教育時点での全員です。



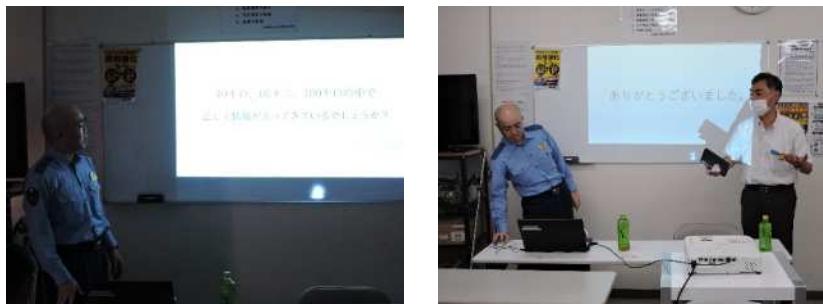
(2) ドライブレコーダー映像による教育

毎回の事故防止学習会では、当社で発生した事故やヒヤリハット事例を記録したドライブレコーダー映像を活用し、事故原因および安全対策についてディスカッションを行い、実践に即した教育を取り入れています。



(3) 警察講習

2024年9月の「秋の全国交通安全運動」で実施した事故防止学習会では、東松山警察署より交通課長を講師として迎え、安全運転や交通法規遵守に係る意識・知識の向上を図りました。



(4) 外部コンサルティング講習

2024年12月に開催した事故防止学習会では、SOMPOジャパンリスクマネジメント株（国土交通省認定外部リスクコンサルティング会社）から講師を招き、ドライブレコーダー映像による事故分析、他社の事故例や安全対策に関する講習を受けました。



(5) 新入社員教育

当社で新たに採用した運転士に対しては、経験の有無にかかわらず、関係法令・諸規則、バス乗務員としての心構えを教育するとともに、運転操作や路線習熟について指導運転士が指導する実車訓練を行っております。また、入社6ヵ月を目安にフォローアップ研修を実施しております。

(6) 後退（バック）事故を防ぐための取り組み

後退時の事故は重大事故につながりやすく、当社においても車庫内などで発生していることから、後退時は左右ミラーやバックカメラによる安全確認と、後退中の一旦停止などを指導し、再発防止に取り組んでいます。



(7) タイヤチェーン脱着訓練

近年では雪道の運転やチェーンの使用経験がない運転士も増えてきていることから、降雪期を控えた時期に、降雪時の運転操作についての注意事項と合わせて、タイヤチェーンの脱着訓練を実施しております。



(8) 車両特性を確認する訓練

車庫に模擬訓練コースを設け、バス特有のオーバーハング（右左折時の車体の振り出し）による接触事故や内輪差による巻き込み事故防止訓練を実施しています。



(9) 非常口訓練及びAED講習会の実施

非常口の操作方法や避難誘導等の手順、心得等を再確認いたしました。また森林公园営業所内へのAED導入を受け、AED講習会も実施しております。



(10) 「交通事故防止教材」による視聴覚教育

交通事故防止教育を手がける株式会社ディ・クリエイトと提携して、豊富な事故防止事例を取り上げた『交通事故防止教材』による視聴覚教育を実施しております。この教材は小集団教育で使用するほか、運転士が点呼執行場所で常時見ることができるようにして、啓発教育の一助としています。



15 貸切バスの安全対策

当社では、乗合バス（一般路線バス、高速バス）のほか、貸切バスの運行も行っており、乗合バスと同じように安全対策を実施しています。具体的な取組内容は、次のとおりです。

(1) デジタル式運行記録計(EMS)の使用

当社の貸切バスには乗合バスと同じように、全車両、デジタル式運行記録計(EMS)を装着済みで、運行データに基づく安全教育に活用しています。

(2) 点呼状況を動画保存

点呼の状況を映像と音声で記録して、後日確認ができるように90日間保存しています。

(3) アルコールチェックのデータ保存

当社では、出勤時および退勤時においてアルコールチェックを実施しており、その結果（計測数値）を、アルコールチェック時の運転士の画像と合わせて、データにより90日間保存して後日確認ができるようにしています。

(4) 帳票類の保存

運送引受書、業務記録、運行指示書等の法令で定められた帳票類は、データとして3年間保存しています。

(5) 安全運転の実技指導

新たに貸切バスの運転士に選任する運転士については、法令に基づき20時間の実技指導を実施しています。

① 主な指導ルート

当社が受託している企業輸送ルートである「森林公園車庫～本田技研(株)寄居工場間（約20Km）」のほか、山間部や高速道など、貸切運転士として運転する必要なルートで指導をしています。

② 主な指導者

営業所管理者と指導運転士が、指導しています。

③ 車種

観光バスタイプの大型車両を使用して、指導しています。

④ 指導内容

車両の特性を理解させたうえ、運転操作やお客様の乗降、お客様応対について指導しています。なお、運転操作に関する指導をした後、ドライブレコーダー映像を活用して、それに基づいた実技指導も行っています。

16 輸送の安全に関する内部監査結果および改善措置

内部監査を継続して行ない、安全管理に関する取り組み状況を確認のうえ、改善を図っています。引き続き、内部監査を実施して安全性向上に取り組んでまいります。

17 行政処分

以上のとおり、全社をあげて安全輸送に取り組んだ結果、2024年度における行政処分はありませんでした。

18 貸切バス事業者安全性評価認定制度の評価認定について

《安全と信頼を得るために》

当社では2017年に日本バス協会の貸切バス事業者安全性評価認定制度によって、貸切バスの安全輸送に対する取り組みが優良と認められ「セーフティバス（貸切バス事業者安全性評価1つ星）」を初めて取得後、2019年12月に2つ星、そして2021年12月と2023年12月（2回目）に3つ星認定を受けました。

貸切バス事業者安全性評価認定制度のシンボルマークは、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた取組状況を評価・公表することで、貸切バスの利用者や旅行会社がより安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくなるとともに、この制度の実施を通じ、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取り組みの促進を図り、より安全な貸切バスサービスの提供に寄与することを目的に、日本バス協会が実施している制度です。



19 感染症対策について

コロナ禍においては、従業員およびお客様の感染防止を図るため、以下の取り組みを行いました。

- ① 従業員のマスク着用の徹底および出勤時における体温測定
- ② 営業所内の点呼執行場所およびお客様対応窓口の感染防止シートの設置
- ③ 車内に感染防止シート、お客様用除菌スプレーの設置

2025年度については、今後の感染状況や国の方針を踏まえて、適宜適切に対応してまいります。

20 K E E P 3 8 プロジェクトについて

当社は、埼玉県警察が実施しております歩行者優先「K E E P 3 8 プロジェクト」において、2021年10月1日に埼玉県警察本部より歩行者優先（道路交通法第38条「歩行者優先義務」）へ向けた事故防止のモデル事業所に指定されました。

この指定を通じて、歩行者保護の浸透、模範運転等に向けた意識の向上を図り、引き続き安全な輸送サービスを提供してまいります。

＜参考＞K E E P 3 8 プロジェクトとは、埼玉県警察が主唱し、道路交通法第38条（横断歩道における歩行者等の優先）の内容を運転者自らが認識し実践することを促進するために道路交通法第38条の趣旨と歩行者保護実践を広める運動です。

この運動は2020年11月から展開されており、弊社をはじめ埼玉県バス協会に加盟する事業者がモデル事業所としてこのプロジェクトに参加しております。参加事業者はロゴマークをバス車体に貼付し広くプロジェクト趣旨の浸透に取り組んでおります。



21 地域イベント（バスの乗り方教室）への参加

当社では、機会あるごとに、バス利用に関する理解を深めていただく場として地域イベントに参加しております。

2024年度は、東松山市で行われた東松山産業祭に参加して、イベント会場に路線バスを展示のうえ「バスの乗り方教室」を実施するなど、事故防止につながる啓発活動を行なっております。



22 テロ・バスジャックに関する取り組み

2024年7月、東松山警察署および東武鉄道と合同で実施した不審者対応訓練に、当社も参加いたしました。

この訓練は、東武東上線高坂駅のホームにおいて刃物を持った不審者を発見した後、ホームのお客様を避難誘導させるとともに警察へ通報し、駆けつけた警察官によって犯人が確保・制圧までの想定で実施されました。

この訓練では、不審者対応時の初動等について東松山警察署より実地訓練を受けました。



また、2025年3月に埼玉県バス協会が主催したバス事業者講習会に出席して、「人命最優先」を主旨とするテロ・バスジャック発生時の対応等について、埼玉県警察本部（捜査第一課長）から「バスジャック統一対応マニュアル（日本バス協会作成）」を中心として詳しい説明を受けました。

テロ・バスジャックの対応も、バス事業者として大きな課題になっており、上記のような研修、訓練には積極的に参加して、お客様の安全のため継続して努力しています。

皆様へのお願い

当社のバスが、

- ① 行先表示器や後面表示器類等で「SOS」「非常事態発生中」を表示
- ② 蛇行運転をしている
- ③ ヘッドライトや方向指示器（ワインカー）、後部灯（テールライト）の点滅を繰り返す

このような異常な様子を見かけましたら、走行中のバスの車内で非常事態や緊急事態が発生している可能性があります。すぐに当社か110番通報で警察へお知らせください。



【別紙1】川越観光自動車 安全管理規程

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業実施及びその管理体制について

第四章 輸送の安全を確保するための事業実施及びその管理方法について

第五章 補則

第一章 総則

(目的)

第 1 条 この規程（以下「本規程」と記す）は、道路運送法（以下「法」と記す）

第 22 条の 2 第 2 項に基づき、輸送の安全を確保するために遵守しなければならない事項を定め、もって輸送の安全性向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業（乗合・貸切・特定を問わず）に係る業務活動全般に適用されるものとする。

第二章 輸送の安全を確保するための事業運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第 3 条 基本的な方針は、次の 1 から 4 のとおりとする。

- 1 取締役社長をはじめとして全役員・管理職は、輸送の安全の確保が事業及び経営において絶対的かつ最大の根幹であることを常に強力に認識し、特に取締役社長は旗頭として輸送の安全確保に主導的・先導的役割を果たすよう鋭意取り組まなければならない。また、全ての現場において、安全に関する声に真摯に耳を傾け、現業部門のみならず全部門の状況を遺漏・遅滞なく把握し、全従業員に対して輸送の安全が何よりも重要であるという意識を徹底させるよう行動しなければならない。
- 2 本規程及び輸送安全マネメントに基づいて、輸送の安全に関する、安全計画の作成（P）・計画の実施（D）・計画の点検評価（C）・計画の改善・見直し（A）を確実に実施するとともに、最新の情報や動向を常に取り入れながら見直すことをを行い、全従業員が一丸となって安全輸送の完遂を果たすよう、絶えず輸送の安全性向上と維持・継続に努めていかなければならない。
- 3 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表していくとともに、全従業員が共有し、即時回答できるよう対応すること。
- 4 地域社会の一員としても、東武鉄道グループの一員としても輸送の安全確保に欠かせない『東武グループコンプライアンス基本方針』の精神に則り、関係法令及び諸規程の遵守に遺漏遅滞なく努めること。

(輸送の安全に関する重点施策)

第 4 条 重点施策は、次の 1 から 6 のとおりとする。

- 1 命の尊さを最も重んじる観点と、模範的な立場にある旅客自動車運送事業者としての社会的責任からも、輸送の安全確保が絶対的かつ最重要であるという意識を全従業員が徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遺漏遅滞なく遵守すること。

- 2 予算の確保、設備投資、費用支出を積極的に行い、輸送の安全確保に必要な体制の構築等の措置を行うよう努めること。
- 3 社内内部監査を行った結果に基づき、輸送の安全確保において必要な是正措置もしくは予防措置を遺漏遅滞なく講じるよう努めること。
- 4 輸送の安全確保において必要な情報連絡体制を確立・維持し、社内における必要な情報の伝達・共有を行うよう努めなければならない。また、情報連絡体制については、必要となった際に機能するよう隨時見直しも行うこと。
- 5 教育・指導・研修について輸送の安全確保における、具体的な計画を策定し、全従業員に対し定期的・計画的かつ的確に実施すること。
- 6 当社及びグループ会社のみならず、共同運行会社、同業他社局、関係監督省庁、警察・消防、各自治体、各取引先等とも連携し、当社に関わる御乗客の皆様、地域の皆様方とともにさらなる輸送の安全確保に努めなければならない。
- 7 各グループ企業間の連携を密接にして、互いに協力し合い、一丸となって輸送の安全性向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第 5 条 前条に掲げる方針に基づき、輸送の安全に関する目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第 6 条 前条により掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業実施及びその管理体制について

(取締役社長等の責務)

第 7 条 取締役社長は、次の 1 から 3 のとおり責務を定めるものとする。

- 1 輸送の安全確保に関する最終的かつ絶対的な責任を有する。
- 2 取締役会は、輸送の安全確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 取締役会は、輸送の安全確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 取締役会は、輸送の安全を確保するための業務の実施および管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行うものとする。

(社内組織)

第 8 条

- 1 輸送の安全確保について責任ある体制を構築するために、次の（イ）から（ニ）に掲げる者を選任し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行わなければならない。
 - (イ) 安全統括管理者
 - (ロ) 運行管理者
 - (ハ) 整備管理者
 - (ニ) その他必要な責任者
- 2 安全統括管理者は、輸送の安全確保に関し、営業所内部を統括し、指導監督を行う。
- 3 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合や重大事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任および解任)

第 9 条

- 1 取締役の内、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。
- 2 安全統括管理者が次の各号(1)から(3)のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により、職務を引き続き行うことが困難となったとき。
 - (3) 関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次の(1)から(9)に掲げる責務を有する。

- (1) 全役員・全従業員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全確保に関し、その実施および管理の体制を確立、維持継続させること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標および計画を誠実かつ着実に遺漏なく実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、全役員・全従業員に対し周知徹底を図ること。
- (5) 輸送の安全確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、隨時、内部監査を行い、取締役会に報告すること。
- (6) 取締役会等に対し、輸送の安全確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が法令に則り厳正厳格に行われるよう、運行管理者および整備管理者を統括管理すること。
- (8) 輸送の安全を確保するため、全役員・全従業員に対して必要な教育または研修を行うこと。
- (9) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業実施及びその管理方法について

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を遺漏遅滞なく着実かつ正確に実施しなければならない。

(輸送の安全に関する情報の共有および伝達)

第12条 社長をはじめとする経営陣及び、現業部門や運行管理者と運転士等などの双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努めなければならない。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、可及速やかに遺漏遅滞なく直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じなければならない。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故及び災害などに関する報告連絡体制は次のとおりとする。

- 1 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。
- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、取締役会または社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努めなければならない。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、本条第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行なわなければならない。
- 4 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故、災害等があつた場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告または届出を遗漏遅滞なく可及速やかに行わなければならない。

(輸送の安全に関する教育および研修)

第14条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育および研修に関する具体的な計画を策定し、着実かつ正確に実施するものとする。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自らまたは安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施するものとする。

また、重大な事故、災害等が発生した場合または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を遗漏遅滞なく可及速やかに実施しなければならない。

さらに、安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、取締役会に報告するとともに、輸送の安全確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置または予防措置を講じなければならない。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告または前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合もしくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置または予防措置を遗漏遅滞なく可及速やかに講じなければならない。

特に、重大事故を惹起した場合や、悪質な法令違反等に起因する、輸送の安全確保における脅威となるよう非常事態には、安全対策全般または必要な事項において現在よりも更に高度かつ再発防止に寄与する安全確保のための措置を遗漏遅滞なく可及速やかに講じなければならない。

(情報の公開)

第17条 情報の公開は、次の1から2のとおりとする。

- 1 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等の実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育および研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

- 2 運輸規則47条の7に基づき、輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 記録管理については、以下の1から3のとおりとする。

- 1 本規程は、業務の実態に応じ、定期的かつ適時適切に見直しを行う。
- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置または予防措置等を記録し、これを3年間保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録および保存の方法は別に定める。

第五章 補則

(付 則)

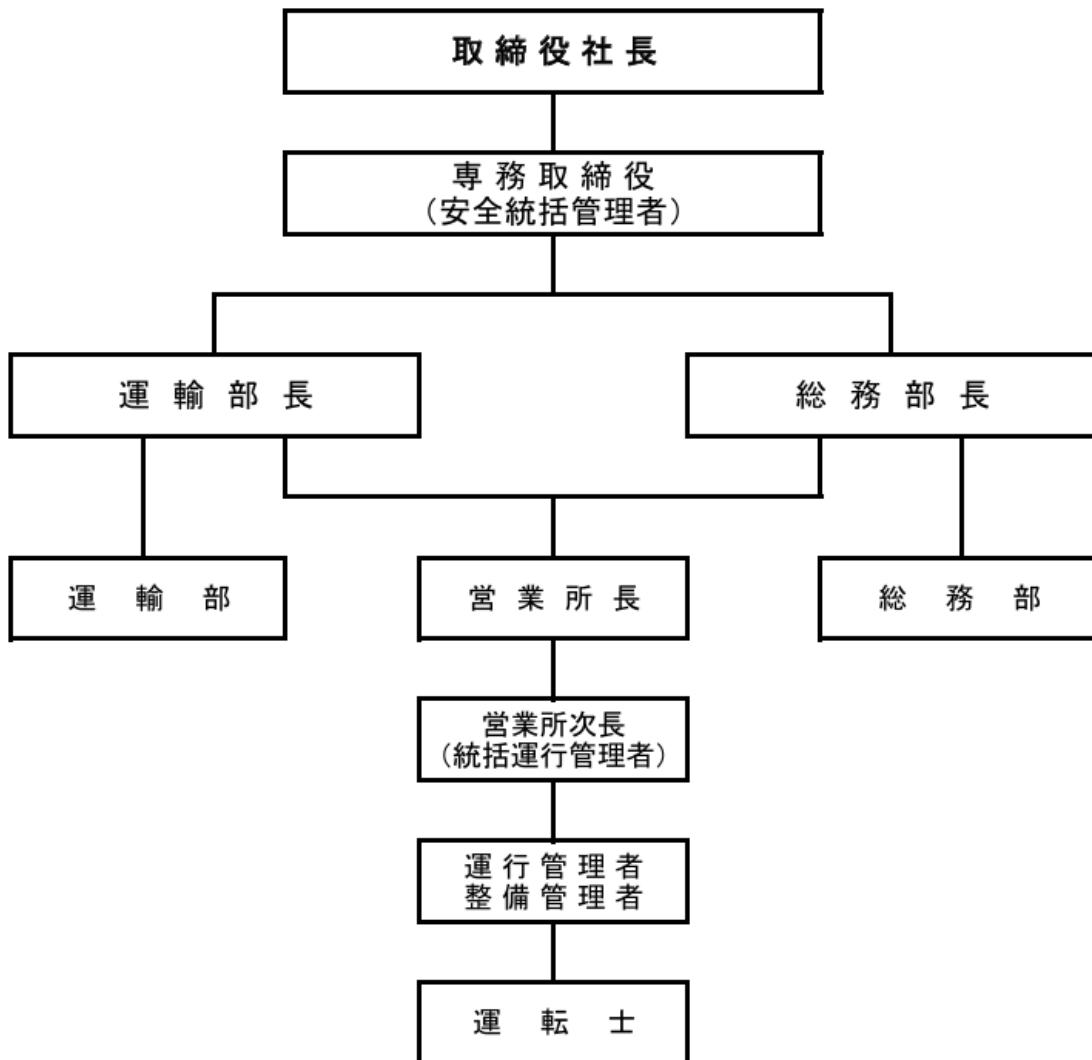
本規程は、平成18年10月1日から実施する。

本規程は、平成25年10月1日から一部改訂する。

以上

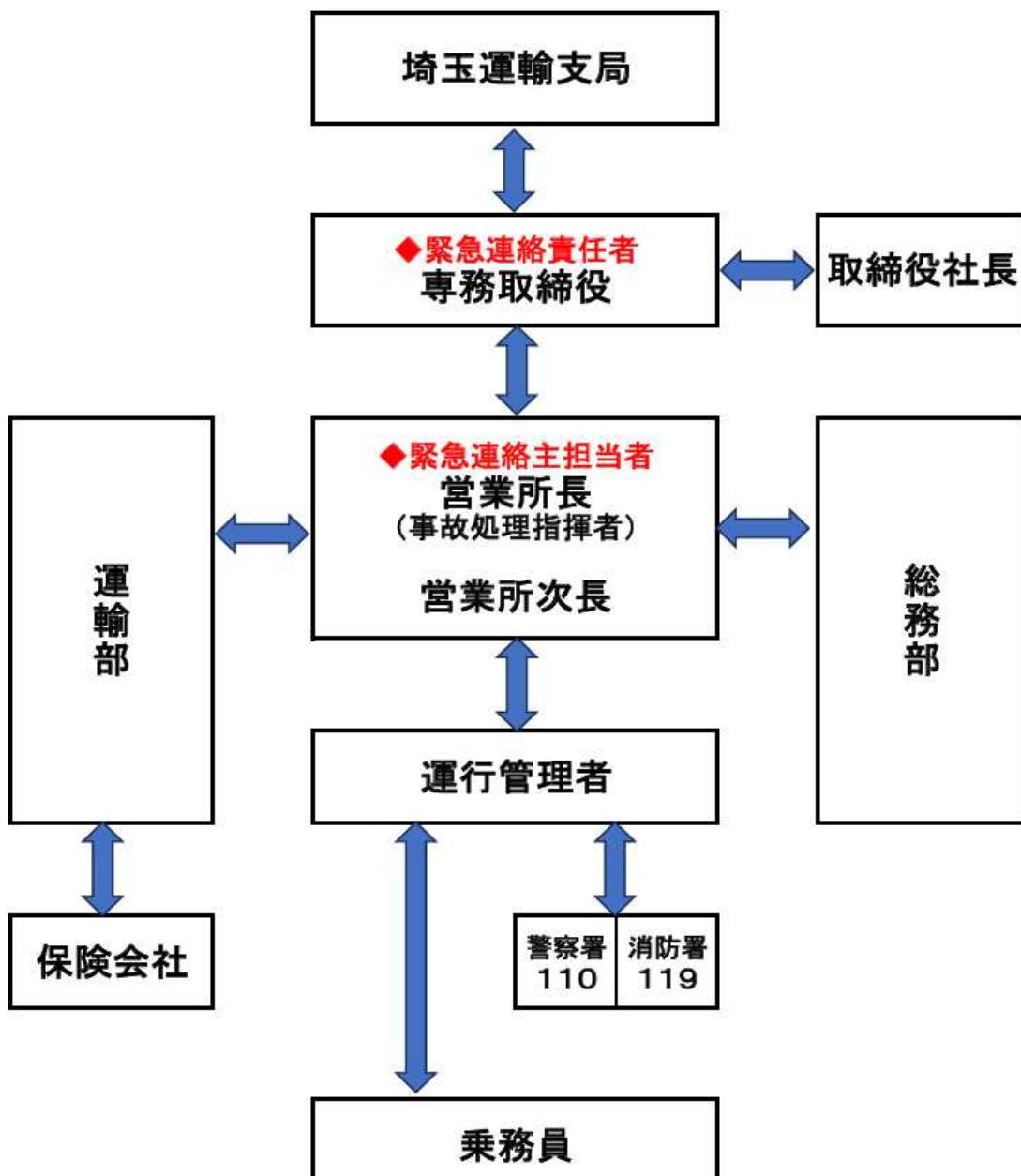
【別紙2】 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

2025年4月1日現在



【別紙3】 事故・災害等に関する報告連絡体制(運転事故処理体制図)

2025年4月1日現在



事故現場、負傷者等の搬送先(病院等)、警察署ならびに関係箇所へ派遣された者は、適宜、運行管理者へ状況報告を行うこと

